

①対象機器

本業務に係るVTRは次のとおりである。

HD CAMレコーダー (SONY製 HDW-M2000型×4台)

※履行期間中、老朽化等に伴いVTRの全部又は一部が更新される場合には、振興会から事前に通知する。

②業務の内容

ア. 定期保守

- (ア) 履行期間中2回定期保守を実施し、VTRが正常に稼働するか確認すること。なお、実施時期については振興会と協議のうえ決定すること。
- (イ) VTRの定格性能を保持するため、電気的特性等につき、次の項目について点検を実施すること。
- a. メカ・サーボ系の異常音の有無を確認し、異常音のある場合は調整を行うこと。
 - b. テープ走行系（走行面含む）のクリーニング及び注油を行うこと。
 - c. テープとヘッドチップ面のトラッキングの確認と調整を行うこと。
 - d. ダイナミックトラッキング（スロー・ヘッド）再生時の電気的特性の確認と調整を行うこと。
 - e. ビデオ（映像）系の録画及び再生の電気的特性の確認と調整を行うこと。
 - f. オーディオ（音声）系の録音及び再生の電気的特性の確認と調整を行うこと。
 - g. ビデオ・オーディオの規定レベルの確認と調整を行うこと。
 - h. 必要な消耗品の交換を行うこと。
 - i. 必要な部品の交換を行うこと。
 - j. 電源系の確認と調整を行うこと。
- (ウ) VTR点検のうえで必要な規格及び定格性能等の基準値については、装置メーカー指定のデータを用いること。
- (エ) (イ)の項目ごとの調整の後、総合的な整備、調整を行うこと。
- (オ) 異常、性能劣化等が判明し、消耗品（ヘッド及び周辺部品を含む）の交換及び軽微な補修等を実施することにより、それらの症状が改善されることが明白な場合は、振興会と協議のうえ、交換及び軽微な補修を行うこと。
- (カ) 種々の要因により、ごく近い将来に障害が発生することが見込まれる場合には、その要因も含め振興会と協議のうえ、障害発生を予防する措置を講ずること。
- (キ) VTRは、公演記録映像収録設備の一部として、国立劇場本館3階映像システム室内ラックに設置されていることから、定期保守及びそれに係る消耗品の交換、補修及びVTRの動作確認等完了の後、公演記録映像収録設備全体の動作を検証する総合動作試験を実施すること。
- (ク) 定期保守及びそれに係る作業に必要な機器類は、受注者が用意すること。

イ. 障害発生時の対応

- (ア) VTRに運用上の障害が発生したときには、振興会から受注者に障害発生を通知する。
- (イ) 障害発生通知を受け、受注者は振興会に技術者を派遣する等、速やかに復旧作業に着手すること。
- (ウ) 障害発生時の対応は、原則平日の9時30分から18時15分までの間に速やかに対応することとするが、公演記録映像が収録できない等重大な障害が発生した場合には、上記以外の時刻又は、土・日・祝日等であっても振興会は障害発生を通知することとする。その際、受注者は可能な限りの対応を行うこと。
- (エ) 障害の度合いによって、受注者は、同種の代替機をもって対応すること。
- (オ) 障害発生に当り、受注者は速やかに復旧につとめることがあるが、障害発生の原因について必ず調査、検証、分析を行い、その結果を振興会に報告すること。
- (カ) VTRは、公演記録映像収録設備の一部として、国立劇場本館3階映像システム室内ラックに設置されていることから、VTRの復旧作業完了後、公演記録映像収録設備全体の動作を検証する総合動作試験を実施すること。

ウ. 運用支援

振興会の要請に応じてVTRの運用全般について、これを支援すること。

エ. 報告

ア、イ及びウの業務については、作業完了報書（アは「定期保守完了報告書」。いずれも任意書式）にその詳細を記述のうえ、各2部を振興会に提出すること。ことに「定期保守完了報告書」には、電気的特性等の計測結果につき、データ表又は計測器表示画面の写真等を付すこと。

③本業務従事者の要件

本業務の従事者は、放送局設備若しくはそれに準じる設備における映像系統の信号、音声系統の信号及びそれらの制御系信号に係る知識を有し、ことにVTRについては技術的知識のみならず、保守業務に従事した実績と技術力を有していること。

3. その他

(1) 以下の原因により発生した障害については、本業務の範囲外とする。

①VTRの「取扱説明書」に記載されている条件外で使用したことによる障害。

②誤操作、不当な修理及び改造による障害。

③移動、輸送、落下、水濡れなどによる障害。

④火災、地震、風水害、落雷その他の天災地変、塩害、異常電圧等による障害。